

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午後一時開議

○**奥野委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。階猛君。

○**階委員** 民主党の階猛です。

本題に入ります前に、前回の質疑で山尾委員が最後に質問したいわゆる政治と金の問題について、何点か確認させていただきたいと思えます。

前回のおさらいというか、確認しますと、政治資金規正法二十二条の三で、国から補助金の交付決定を受けた会社は、以後一年間政治活動への寄付をすることが禁止されています、同法二十六条の二により、違反者は三年以下の禁錮または五十万円以下の罰金が科せられるということになっています。

しかしながら、国交省所管の広域物資拠点施設整備費補助金の交付を受けた、大臣の、資金管理団体ではなくて、一区総支部でしたか、政党支部

で寄附を受けたものについては、大臣の答弁によると、政治資金規正法二十二条の三の例外事由である「その他性質上利益を伴わないもの」に当たるということで違法性はないという趣旨でした。

しかしながら、きょうお配りしています資料一というのを見ていただきたいんですが、「その他性質上利益を伴わないもの」ということで、三つほど類型が挙がっております。

一つ目は、「国が利子補給金を低利融資を行う融資者に交付するとき」というようなパターンでありまして、これは融資者への利益になるものではなくて、融資を受けている者に利益が帰属するから性質上利益を伴わないんだというのが一点目の類型。

それから、この資料一の二つ目の類型、「はじめから欠損又は損失の予想されるような事務又は事業を国が会社その他の法人に運営させる場合、」、これがその他性質上利益を伴わないんだということを言っております。

それから三つ目としては、「本来、国が行うべき事務又は事業を会社その他の法人が行う場合」、これもその他性質上利益を伴わないものなんだというふうに言っております。

今回問題になっている広域物資拠点施設整備費補助金というのは、会社に利益が全く帰属しないかという点、必ずしもそうは言えないと思っております。鈴木さんという寄附者側の弁護士さんがその他性質上利益を伴わないということと判断したようですね。私もちょっと疑義があると思っております。

これについて、私は、できればそういう判断に至った弁護士意見を開示してもらいたいと思うんですが、大臣、御協力をいただけませんかでしょうか。大臣、お願いします。

○**上川国務大臣** 当該企業でございますが、その弁護士さんにつきましては、その当該企業が御判断されるということでございますので、私の方からその旨のことについて申し上げます。

○**階委員** 最終的な判断はもちろん会社側だと思わんですけれども、大臣も一方当事者として、先ほどの大臣所信でもあえてこの件について触れたわけですから、その会社に対して働きかけていただいで、できればこの場に出していただくようなことを御協力いただければと思うんですが、御協力いただけませんかでしょうか。

○**上川国務大臣** 大変繰り返しになりますように恐縮でございますが、当該企業の御判断ということでございまして、その御判断にお任せすることでございまして、私の方からそれと申すような立場ではございません。

○**階委員** 大臣として、この間の所信でこれは違法性はないんだと言っていた以上、その裏づけとなる弁護士意見というのは、出した方が大臣にとってもいいと思えますよ。

最終的な判断は会社にあるというのはそのとおりなんですけれども、大臣のお立場から会社に対して働きかけをして、そして、できればこの場に出していただくようにするということと申すんですが、どうやっていただいでいいかと思うんですが、どうで

でしょうか。

○上川国務大臣 今回のことにつきまして、私なりに真摯に向き合っており、そして疑義が生じたことに對して説明責任を尽くすということで発言させていただいたところでございます。

あくまで当該企業の部分の弁護士さんということとでございますので、私の方からそれに対して申し入れをするというような形で促していくということとはなかなか難しいというふうに考えております。

○階委員 では、御協力はいただけないということとよろしいですか。

○上川国務大臣 私の方からその旨のことについて促すという形のものにつきましては、私の今の立場でいきますと、なかなか難しいというふうに考えております。

○階委員 では、この委員会として、後ほど理事会でこの点については協議していただければと思います。

○奥野委員長 理事会で検討します。

○階委員 そこで、この件について、総務省にも来ていただいておりますので、質問させていただきます。

資料二の方を見ていただきたいと思います。三月十二日の衆議院予算委員会、我が党の長妻委員から、この例外規定について、解釈を高市総務大臣に尋ねたということがあったと思います。資料の二ページ目の一番下の段からそのくだりがありますけれども、次のページ、三ページ目に行っていたら、真ん中の最初から五、六行目のあた

りですけれども、事前に時間をいただいて、個別具体的なことについてお問い合わせがあった場合には、総務省はしっかりと答えをいたしておりますということを大臣がおっしゃっています。

それで、私、事前に、この質問に先立って、もう大分前になるんですけども、例外規定に国交省のこの補助金が当たるかどうかということを探ねて、ちゃんと答えを用意しておくようにというふうに言っておきました。

そこでお尋ねしますけれども、今回のこの広域物資拠点施設整備費補助金は政治資金規正法の例外規定に当たるとはどうかということについて、総務省からお答え願います。

○稲山政府参考人 お答え申し上げます。

政治資金規正法におきます、一定の補助金等の交付決定を受けた会社その他の法人からの寄附の制約に係る例外の扱いのお尋ねでございます。

お尋ねは、既になされました具体の補助金につきましては、既にお尋ねでございますが、政治資金規正法第二十二條の三の第一項の規定に違反した場合には一定の罰則が設けられておりまして、既に寄附がされたものが同項に抵触するか否かにつきましては、司法の場におきまして、個別具体の事案に即して判断されるべき性格であると考えておりますので、総務省としてはお答えを差し控えています。

大臣が予算委員会の中でお答えをしております件につきましては、そうした個々のケースについてのことはございませんで、あらかじめ、一定の寄附を行われる前に補助金を特定いただきました

て、余裕を持って、御照会、相談があった場合には、制度を所管する省庁といたしまして、一定の考え方を示している、そういうことを御答弁させていただいたものでございます。

○階委員 それでは、仮にですけれども、私がある会社を経営しているとしまして、この国交省からの補助金をもらったとします。補助金をもらって、私が応援するある政治家に対して寄附をしようかな、でもひよつとしたらこの規定に抵触するかもしれないというときに、違法か合法かということをお判断する上で総務省に聞いたら、これは違法か合法かということをちゃんと教えていただけるのでしょうか。

○稲山政府参考人 先ほども御答弁申し上げましたとおり、総務省としての一定の考え方を、会社その他の法人が御判断されるに当たっての参考ということでお示している例はございますが、お尋ねの件は、今御指摘があります個別具体の補助金の関係で、既になされたものがどうかということが指摘されている、その補助金につきましてお尋ねがあったときどうかというお尋ねでございますので、その点については、同様に差し控えています。

○奥野委員長 質問が理解されていないよ。もう一度言ってください。

○階委員 別に既になされたものじゃなくて、この補助金というのはまだあるわけですね。申請すればもらえる補助金なわけですよ。そういう補助金を、これから申請して、もらえた。もらえた際に、自分が応援する政治家に対して寄附をしたい

んだけれども、政治資金規正法にひっかかりませんかというふうに聞いたという仮定の場合を聞いているんですね。

質問する人としては、やはり事前に、これは刑罰法規もありますから、刑罰もありますから、合法か違法かというのをちゃんと確認したいわけですよ。どこに確認したらいいのかというときに、先日の高市大臣の答弁を見る限り、事前に時間をいただいで、個別具体のことについてお問い合わせがあった場合には、総務省はしっかりと答弁をしておりますというふうに明言しているわけです。

今の部長の答弁は、高市総務大臣と反するんじゃないですか。

○奥野委員長 では、もう一度しっかり答えてください。

○稲山政府参考人 いや、同じことを御答弁申し上げているつもりでございますが、一般論として事前にいろいろお尋ねがあったときには、制度を所管する立場でございますので、一つの判断の御参考ということでお答えをさせていただいている例がございます。

お尋ねは、例えば国交省の補助金を指摘されまして、それが違反かどうかというようなお尋ねも今ありました。それについて、今後どうかということをお尋ねがあったときにはどうするんだということと理解いたしましたので、それについては、過去になされたものと同じようなことでございますので、答弁は差し控えるべきものではないかということをお申し上げたものでございます。

○階委員 最後のところがよくわからないんですけども、なぜ差し控えなくてはいけないのか。

質問者は、重大な問題ですから、やはり責任ある答えをもらった上でじゃないと判断できないじゃないですか、寄附するかどうか。だから聞いているのに対して、お答えは差し控えると言われると、では、どうすればいいんだという話になるんですよ。

高市総務大臣は、事前に時間をいただいで、個別具体的なことについて問い合わせがあった場合は、総務省はしっかりと答弁と言っているから、私は今聞いているわけです。なのに、答えを差し控えるというのは、何かおかしくないですか。

○奥野委員長 今の質問の趣旨は、この国交省のケースをいうんじゃないかと、一般論で問い合わせたら、時間を与えるから答えてくれますかというのが質問だろうと僕は思います。それに答えてください。余計なことは言わなくていいです。

○稲山政府参考人 一般的には、大臣が予算委員会でお答えさせていただいたような取り扱いをさせていただきます。

○階委員 では、これからは、補助金についてこれは合法か違法かというお尋ねがあった場合には、しっかりと答えるということと理解します。

この件については、私はやはり、どうしてその他性質上利益を伴わないものなのかというのが必ずしも明らかではないかと思っています。大臣が先日のこの委員会で最後におっしゃっていたのは、余り当事者意識がないというか、これは各党派で御議論いただきみたいなお話だったと思うんで

すけれども、事は刑罰法規なので、罪刑法定主義というのが憲法上三十一条で定められているわけですよ。刑罰法規は明確性がなくてはいけない、曖昧なものであってはいけないという大原則があるわけだから、こういう曖昧な文言、解釈の幅が広いような文言については、私はなくしていくべきだというふうに考えます。

黒岩委員などが中心となって、先ごろ民主党では、問題となった二十二条の三の改正の方針というのをまとめまして、こういう曖昧な例外事由については削除すべきだということをまとめたわけでありまして。

大臣も、刑罰法規を所管する責任者として、こうしたことについては取り組むべきだと思っておりますが、御所見を伺います。

○上川国務大臣 政治資金規正法の所管ということで、今、総務省が管轄しているということでございます。

今、罪刑法定主義にのっとってしっかりと曖昧な部分をとってお話がありましたけれども、そのことにつきましても、あわせて、国会そして各政党間で十分に御議論いただきたいというふうに思っております。

私のあのケースにつきましても、今のようないうした時間をとってということになっていくという事態そのものは、私自身、これから適正にしっかりと対応していくことについて、いろいろ確認をすべしとかというように、現行の部分で適正に判断しなければいけない、そういうことにつきましては、改めて襟を正していかなきゃいけな

い、こういう思いでございますので、国会の中で十分に御議論をいただきたいというふうに思っております。

○**階委員** 今大臣もおっしゃいましたけれども、こういう時間をとってこの例外事由に当たるかどうかというのをけんけんがくがく議論しなくちゃいけないということ自体が、私はこの例外事由というものをなくする合理的な理由になると思うんですね。当事者として、今まさにこういう議論、実は法案の方が、重要な点がいっぱいあるのにこういうことが議論の対象になってしまおうということを考えて、ぜひ、刑罰法規を所管する大臣として、刑罰法規をより明確にする上で、さっき言ったような提言は真摯に受けとめていただいて、積極的に、これは総務省の所管の法律かもしれないませんが、刑罰を定めるということであれば、法務大臣としても積極的に取り組むべきものだと思いますよ。

積極的に取り組むかどうか、最後にその決意だけお聞かせください。

○**上川国務大臣** 決意ということでございますが、やはり所掌案件ということでいきますと法務省ではないということでございます。総務省の方の法案ということで、今のようなことも含めてしっかりと御議論をいただきたいというふうに思っております。

○**階委員** いや、それだと、何のためにこの場を時間をとったのかというのとはわからないわけで、みずからもこういう法律の曖昧さのおかげで大変な負担を強いられているということを重々お感じ

になったわけですから、ここはしっかりと、大臣は法務大臣であると同時に国務大臣ですよ、内閣の一員として物を申すべき立場だし、まして刑罰法規を所管しているわけですよ。だからこそ、私は、問題の当事者として負担も生じたであろうし、また、国務大臣として、刑罰法規を所管する大臣として物を言うべき立場でもあるし、だからこそ、この例外事由というものは、曖昧模糊としているわけだから撤廃の方向で努力すべきだということをお申し上げているんです。

もう一度お尋ねします。

○**上川国務大臣** 法の精神、法律にのっとってしっかりと適用するということが透明性の高い形で実現することができるようしていくという意味では、現状の問題点について階委員からも今明確にお話がありましたけれども、いろいろ御議論があるかと思えますし、私もそういう意味で、これから法律にのっとってしっかりと適正に動くという意味でも、透明性高く動いていきたいなと思っておりますが、その課題その他につきまして、しっかりと国会の中で御議論をいただきたいというふうに思っております。

○**階委員** 運用の話、運用を適切にするかどうかという話を聞いているんじゃないです。法律の内容に問題があつて、刑罰法規の明確性、罪刑法定主義に照らしてみてもこれは直さなくてはいけないのではないかとということで、今後の立法作業を求めているわけですよ。そこに積極的に取り組んでくださいということに対して、大臣のお考えを伺っているわけです。

大臣として、ここまでこういう議論を通じても、なおこれはやる気がないんですか。やる気があるかどうか、お答えください。

○**上川国務大臣** 御意見につきましては、真摯に受けとめたいというふうに思っております。

○**階委員** ぜひ真摯に受けとめて、積極的に対応をお願いします。そうでなければ、また同じような問題が繰り返されて、ほかの大臣がいろいろ御負担がかかるということもあるわけでして、我々としても、そういうことで国会審議を延々とやるというのは本意ではありません。ぜひ積極的にお願いします。

そこで、本題に入ります。

今回の法案なんですけれども、私は、この法案の審議の手続、それから法案の内容、それぞれについて憲法上問題があるのではないかとこのふうにご考えています。

まず、今回の法案の前提となる、略称、責任制限条約、こちらの合憲性についてお尋ねします。

憲法七十三号三三三というのがあります。憲法七十三号で「内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。」ということ、第三号、「条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。」という条文があるわけですね。

今回、責任制限条約は国会の承認を経ない。これはなぜなのかということ、きょうは外務省からもお越しいただいてますので、端的に御答弁をお願いします。

○**中根大臣政務官** ありがとうございます。

御指摘のとおり、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書第八条においては、実質的な通貨価値の変動等に迅速にかつ適切に対応し得るようにするために、一定の変動幅にとどまる責任限度額の改正について、簡易な改正手続が採用されているところでございます。

すなわち、そのような責任限度額の改正については、I M O の法律委員会において当該改正案が採択された後、一定期間内に、全締約国の四分の一以上がI M O に対して当該改正を受諾しない旨の通知を行わない限り、当該改正は各締約国により受諾されたものとみなされ、全ての締約国を拘束することとなります。

本議定書の締結に当たっては、このような改正の方式を採用している条約であるということを含め、憲法第七十三条第三号ただし書きの規定に基づき、平成十七年に、その締結につき国会の御承認をいただいているところでございます。

したがって、本議定書及び議定書の規定に基づき行われた改正が憲法第七十三条三号との関係で問題があるのではというふうに考えてはおりません。なお、このような簡易な改正手続が採用される条約については、政府として、従来から、本条約と同様の対応をとっているところでございます。以上です。

○階委員 私も一応法律を学んできたんですが、この憲法七十三号の三号の解釈として、一定の条約の内容であれば、その後改正するときに個別に国会の承認を得る必要はないというようなことは

寡聞にして知りませんでした。

今回この質問をするに当たって外務省に、こういう一回一回の改正について国会の承認を得る必要はないという解釈ができる根拠を示せと言ったところ、私がいただいたのは、国際法事例研究会、慶応義塾大学出版会の「条約法」という本をいただいた。そこで何と書いてあるかというと、条約の改正の国会承認ということなんですが、まず、改正に関する日本の国内手続に関しては、国会承認条約の改正は国会の承認を原則としている、ここまでは憲法どおりだと思うんですが、ただしとありまして、当初の条約中に授權規定が置かれているような場合には、授權の範囲内で改正する際には、行政府限りで処理を行っている旨の国会答弁があるということ、これは理由になつていないというか、国会答弁でこう言っているからいいんだということなんですよ。

それで、国会答弁をみますと、これは一九八一年の四月二十二日の衆議院外務委員会の答弁なんです、「当初国会の御承認をいただきました条約の修正、改正は、改めてまた国会の御承認をいただくというところで、それを原則といたしております。」「当初の条約の中で授權規定がございまして、その授權規定を含めて国会の御承認をいただいている場合には、その授權の範囲内の改正というものについては、これは行政府限りで処理するということはやっております。」ということ、これは、事実を言っているだけで、理論的な根拠はどこにも示されていないんですね。

七十三号三号の文言に反してあえて改正では国

会承認が要らないよというのであれば、それに対するもつと理論的な説明があつてしかるべきだと思うんですが、この点については、外務省、それから法務大臣にもお尋ねします、これは憲法の重要な条文の話なので、こういうことでもいいんでしょうか。

○中根大臣政務官 先ほど階委員は、国会の承認を求めないことが許されるのかという趣旨の御質問だったと思います。

まず、本議定書に規定されるような簡易な改正手続に基づく改正は、我が国として、それを締結するという行為をとることなく我が国についての効力が生じるため、内閣として、憲法第七十三条第三号の規定に言う条約を締結するという行為は行っておりません。

したがって、このような簡易な改正手続が採用された条約については、個々の改正についてそれぞれに逐一国会の承認を求めめるのではなく、そのような簡易な法改正手続が採用された条約であるということ踏まえ、各条約自体の締結に当たり、憲法第七十三条第三号のただし書きの規定に基づき国会の承認を求めているものでございます。したがって、このような簡易な改正手続による個々の改正について逐次国会の承認を求めていることが、憲法上問題があるとは考えておりません。

○上川国務大臣 ただいま条約と憲法との関係につきまして、条約を所管する外務省からお答えをいただいたということでございます。

その答弁でございますけれども、九六年の議定

書を締結するに際しては、将来、I M Oにおける簡易な改正手続によることができるとされていることも含めて国会の承認を得ているということをごさいます。今回の責任限度額への引き上げにつきましても、この九六年議定書に基づく簡易な手続というところでございますので、別途の国会の承認を経ることは要しないということと解しておりますので、憲法に違反することにはならない、今回の条約改正が再度国会承認を経ないことにつきましても憲法に違反することにはならないというふうに考えております。

○階委員 私がこの条約、九六年議定書ですか、こちらを見ましたところ、これは白い表紙の本の中にも書かれていますけれども、今問題となっている条文というのは八条の七項だと思っております。もし違っていたら御指摘いただければと思うんですが、そうですね。

八条七項では、まず、「機関は、四の規定に従って採択された改正をすべての締約国に通告する。改正は、通告の日の後十八箇月の期間が満了した時に受諾されたものとみなされる。ただし、その期間内に、改正の採択の時に締約国であった国の四分の一以上が事務局長に対しその改正を受諾しない旨の通知を行った場合には、その改正は、拒否され、効力を生じない。」と。

ただし書き以下はさつき御説明があったかと思うんですが、そもそも、承認を要しないということはどこにも書いていません。全ての締約国に通告して、通告の後十八カ月の期間が満了したときに受諾されたものとみなされるので、この十

八カ月の間に承認を求めるということも可能だと思います。ですね。

条約の承認というのは、事後にやってもいいし、事前にやってもいいわけですから、この十八カ月の間に国会の承認を求めるということをやるべきではないかと思うんですけれども、憲法上許されるということと、やらなくていいということは、また別の話だと思います。

憲法上、承認を求めるという手続を省略できるというふうに仮に解釈されたとしても、この条約の文言上は承認を排除するということにはなっていないので、なぜ十八カ月の間そういう手続をとらなかつたのか。私はとるべきだったと思いますが、この点について、外務省、御見解をお願いします。

○水越政府参考人 お答えいたします。

本議定書は、簡易な改正手続が採用された条約であるということを含め、議定書自体の締結に当たり、憲法第七十三条第三号のただし書きの規定に基づき、国会の承認をいただいているものがございます。

具体的には、本議定書第八条七項で、機関は「採択された改正をすべての締約国に通告する。改正は、通告の日の後十八箇月の期間が満了した時に受諾されたものとみなされる。ただし、その期間内に、改正の採択の時に締約国であった国の四分の一以上が事務局長に対しその改正を受諾しない旨の通知を行った場合には、その改正は、拒否され、効力を生じない。」旨、規定しております。

その上で、今回の改正は、そのような形で、今のような規定も含めて国会の御承認をいただいたものでございまして、ここで、このときに、通告をして十八カ月の期間が満了したときには受諾したものとみなされるといってございまして。したがって、改めて国会にお諮りしなかつた次第でございます。

○階委員 質問の答えになつていなくて、仮に今おっしゃった条文が締結されたとしても、十八カ月の間に国会の承認をやるうと思えばできたわけですよ。なぜそれをやらないのか。

憲法を守るという観点からいうと、こういう簡易な条約の改正の手続があつたとしても、実は、この法務委員会でも今この法案が審議されているのはどういふ理由かというところ、この提案理由の説明にも書いていますけれども、平成二十七年六月八日に全ての締約国について効力を生じることとされているため、各締約国は、その国内法において、船舶の所有者等の責任の限度額を引き上げる改正を行う義務を負っておりますというところで、今こういう議論を、この法案の審議をしているわけですよ。

ですから、我々としては、条約についてその承認といった形で全く関与していかないにもかかわらず、条約がこうなつたんだから法律を法務委員会で上げてくれというのには納得がいかないわけですよ。ちゃんと国会で承認の手続を経たなら、その条約がこうなつていきますから国会で法律をつくるというのはわかるんですけども、この条約でも簡易な手続は定めているけれども、わざわざ、あえ

て承認は全く必要ないというのではなくて、十八カ月という猶予期間があるわけですよ。だから、その期間に承認を得ればよかつたんじゃないか、そこで承認を得た上で今回の法案の審議に移ればよかつたのではないかと、これが憲法にのつとつた正しい手続ではないかと思うわけです。

私は、法務大臣、この点について、こういう中途半端なやり方での法案の審議をこの場で行うというのは法務委員会のあり方としてよくないと思っています。ですから、ちゃんと条約については適正な憲法にのつとつた手続を踏まえた上で、条約が改正されたのだから法案の審議をお願いしますというのがあるべき姿だと思いますよ。この点について、大臣、御見解をお願いします。

○上川国務大臣 今回お願いをいたしております改正ということでございますが、これまでの国際条約におきましてのさまざまな御議論、フレームワークというか、そういうものを前提とした上で今回お願いをしているということでございます。今おっしゃったような御意見等、御指摘もあろうかと思っておりますけれども、この件に関しましては、そのような流れの中で位置づけられているものというところでございまして、その上で御審議をいただきたいというお願いを申し上げたところでございます。

○階委員 大臣の、憲法に対する感覚といますか、立法府の権限に対する感覚というのがここで問われると思うんですね。

やはり条約上も国会の承認を経る必要がないとまでは言われていないわけです。国会の承認を経

るかどうかはこれは政府の判断に委ねられている中で、今回は、国会の承認を経ずして十八カ月経過しようとしているので、それに間に合わせるために法律をつくるということになっていきます。

こういうやり方というのは、憲法七十三号、あるいは、立法府が国会単独立法という、憲法四十一条にもありますけれども、他の政府の機関とかの干渉なく国会が自分たちで立法するんだという国会単独立法の原則という観点に照らしてみても、私は今回の立法の経緯はおかしいと思いますよ。憲法四十一条、憲法七十三号を尊重するのであれば、私はこういうやり方は改めべきだと思います。

法務大臣、国内法の最高責任者、憲法についても知見があるということ、ちゃんとしっかりした考え方を示すべきだと思いますが、再度御答弁をお願いします。

○上川国務大臣 今の憲法についての御質問の中で出てきている件につきましての解釈ということでございます。

その点については、法務大臣としては一般的な解釈をする立場にないということでございますが、今回、船責法との関係ということで御質問をいただきました。今のこのままで至ったフレームワークの中で考えてみますと、憲法の中で、授權されたということ、御承認をいただいた上で簡易な改正という手続の中で位置づけられている、この部分につきましては、その流れに沿って今回動いているということについては、そのとおりだということに思っております。

それに対して、そもそもということでございませけれども、その点につきましては、大変大事な御指摘ということでございます。これにつきましても、真摯に受けとめてまいりたいというふうに思っております。

○階委員 手続についても憲法上疑義があるということ、御指摘しましたし、また、内容についても私は問題があると思っております。例えば、先ほど来指摘がありますけれども、これは債務者の責任を限定するという法律ですけれども、裏を返せば、債権者の権利を制限するという法律でもあるわけですね。

債権者の権利を制限するという制度としてほかにどんなものがあるかということで調べたところ、我が国において裁判所の手続により債務者の責任が制限される制度としては、今回の船主責任制限法、それから先ほども取り上げられていた船舶油濁損害賠償保障法、それから破産法、民事再生法等の倒産法があるということで、法務省から、事務方から答えを得ております。

ここで破産法というのも挙げられておりますけれども、破産法などでは、債務者が免責を受ける要するに、自分の財産を全部払ってもなおそれで弁済ができない場合に責任を免れるということについて、憲法上、憲法二十九条の財産権の保障に照らして、債権者の権利を制限するというところで合憲かどうかということが争われているんですね。それぐらい、これは重要な法律なんです。

まして、今回の債務者の責任が制限されるのは、破産の場合だと自分の財産を全部債権者への弁済

に充てた上でなお責任を制限するということですから、今回は、別にそこまで、自分の財産を全部弁済に充てて、それから責任を制限するということでもないですね。という意味では、より債権者に対しては厳しいということも言えるわけです。だから、私は、憲法二十九条との関係でもこれは重要な議論があり得る、疑義があり得ると思っています。

憲法二十九条との関係について、大臣が合憲だと考える理由をお聞かせください。

○奥野委員長 時間ですから、なるべく簡単に答えてください。

○上川国務大臣 ただいま、被害者の損害賠償請求権、これが制約されるということで、被害者にとつて大変厳しい内容ではないか、こういう御指摘がございました。

今回の船主責任制限法につきましては、海運業そのものが危険性の高い産業であるということ、また、海運業そのものの国際性、あるいは、故意などによって海難事故が発生した場合におきましてはこの責任を制限することができないというような観点から、こちらにつきまして最高裁の昭和五十五年の大法廷の判決というものがございまして、その意味で、今おっしゃった二十九条というところにつきましては、これについてはその侵害には当たらないという判決があるということでございますが、大変大事な視点というふうには考えております。大変重要な指摘だというふうに考えております。

○階委員 これで終わりますけれども、さまざま

憲法上の論点を指摘しましたので、私としては、もっと慎重な審議が必要だと考えております。以上で終わります。